

第百五十三回
国会

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成十三年十一月二十六日(月曜日)

午後一時二十八分開会

委員の異動

十一月二十六日

辞任

森本 晃司君

補欠選任

遠山 清彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

倉田 寛之君

阿南 一成君

松村 龍二君

矢野 哲朗君

山下 善彦君

小川 勝也君

佐藤 道夫君

山本 保君

委員

愛知 治郎君

有村 治子君

泉 信也君

金田 勝年君

段本 幸男君

藤井 基之君

三浦 一水君

森元 恒雄君

吉田 博美君

池口 修次君

小林 元君

高嶋 良充君

千葉 景子君

藤井 俊男君

築瀬 進君

山下八洲夫君

衆議院議員

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

中馬 弘毅君

國務大臣

総務大臣

片山虎之助君

大臣政務官

山名 靖英君

事務局長

入内島 修君

政府参考人

警察庁刑事局長

吉村 博人君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査(第十九回参議院議員通常選挙の執行状況等に関する件)

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(倉田寛之君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、森本晃司君が委員を辞任され、その補欠

として遠山清彦君が選任されました。

○委員長(倉田寛之君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(倉田寛之君) 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査を議題といたします。

去る七月に行われました第十九回参議院議員通常選挙の執行状況等につきまして、順次政府から報告を聴取いたします。片山総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) この機会に、第十九回参議院議員通常選挙の結果の概要について御報告申し上げます。

今回の選挙は、本年七月二十二日に任期が満了となった参議院議員の通常選挙でありまして、昨年十一月に議員の定数削減及び非拘束名簿式比例代表制の導入等の公職選挙法の改正を行って初めての参議院選挙であり、また今世紀初めての国政選挙でもありました。

さらに、参議院選挙では在外選挙及び洋上投票が初めて適用になりました。

選挙すべき議員の数は、昨年の公職選挙法改正により、比例代表で二人、選挙区で三人削減され、比例代表選挙が四十八人、選挙区選挙が七十三人、合計百二十一人でありました。

選挙当日の有権者数は約一億三千三十一万人で、前回の通常選挙に比べ約二百二十六万人増加しました。

て、参議院選挙では初めて一億人台となりました。

次に、投票の状況について申し上げます。

七月二十九日の投票日は、一部の地域を除きほぼ全国的に晴れまたは曇りの天気でありました。

投票率は五六・四％でありまして、前回に比べ二・四ポイントの低下となっております。

次に、立候補の状況について申し上げます。

比例代表選挙につきましては、名簿を届け出た政党は十四政党で、前回と同数であり、その届け出名簿に登録された候補者数は二百四十人で、前回に比べ四十六人の増、競争率は四・三倍でありました。

選挙区選挙につきましては、候補者数は二百九十二人で、前回に比べ二十四人の減、競争率は四・〇倍でありました。

次に、当選人の状況について申し上げます。

党派別に申し上げますと、自由民主党は比例代表選挙で二十人、選挙区選挙で四十四人、合計六十四人。民主党は比例代表選挙で八人、選挙区選挙で十八人、合計二十六人。公明党は比例代表選挙で八人、選挙区選挙で五人、合計十三人。自由党は比例代表選挙で四人、選挙区選挙で二人、合計六人。日本共産党は比例代表選挙で四人、選挙区選挙で一人、合計五人。社会民主党は比例代表選挙で三人。保守党は比例代表選挙で一人。無所属は選挙区選挙で三人となっております。

なお、女性の当選人は十八人で、前回より二人下回りました。

次に、党派別の得票率の状況について申し上げます。

比例代表選挙では、自由民主党三八・六％、民主党一六・四％、公明党一五・〇％、自由党七・七％、日本共産党七・九％、社会民主党六・六％、保守党二・三％、自由連合一・四％、無所属

属の会〇・三％、諸派三・七％となっております。
また、選挙区選挙では、自由民主党四一・〇％、民主党一八・五％、公明党六・四％、自由党五・五％、日本共産党九・九％、社会民主党三・四％、自由連合二・三％、諸派・無所属一・九％となっております。

以上をもちまして、今回の参議院議員通常選挙の結果の御報告を終わります。

○委員長(倉田寛之君) 次に、吉村警察庁刑事局長。

○政府参考人(吉村博人君) 平成十三年七月二十九日に行われました第十九回参議院議員通常選挙における違反行為の取り締まり状況について御報告いたします。

選挙期日後九十日の十月二十七日現在で集計しました数字は、お手元に資料としてお配りしてあります表に示したとおりでございます。

選挙状況は、総数で四百七十三件、八百六十九人となっております。前回の通常選挙における同時期の二百三十三件、五百二十六人と比べますと、件数で二百四十件、人員で三百四十三人、それぞれ増加しております。

罪種別に申しますと、買収二百六十二件、五百五十九人、自由妨害三十六件、三十五人、戸別訪問二十一件、五十八人、文書違反五十三件、百八人、公務員の地位利用三十六件、六十七人、その他六十五件、四十二人となっております。買収が検挙事件のうち件数で五五・四％、人員で六四・三％を占め、最も多くなっております。

次に、警告状況を申し上げますと、総数が三千七百五十八件ございまして、前回の四千二百五十七件と比べ四百九十九件減少しております。

なお、警告事件のほとんどは文書関係についてのものでありまして、総件数の九五・九％を占めております。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(倉田寛之君) 以上で報告の聴取は終わりました。

○委員長(倉田寛之君) 地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ、開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、電磁的記録式投票機を用いた投票についてであります。市町村の議員または長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、市町村は、条例で定めるところにより、選挙人がみずから投票所において電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることができることとしたしております。

また、都道府県の議員または長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、都道府県は、電磁的記録式投票機を用いた投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち、当該都道府県の条例で定めるものの区域内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人がみずから投票所において電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることができることとしたしております。

さらに、身体の不都合等により、みずから電磁的

記録式投票機を用いた投票を行うことができない選挙人に対する電磁的記録式投票機を用いた代理投票の制度や、みずから電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人に対する電磁的記録式投票機の操作についての補助の制度を設けることとしたしております。

第二に、電磁的記録式投票機についてであります。法律において二重投票の防止や投票の秘密保持等の具備すべき条件を定めるとともに、市町村の選挙管理委員会は条件を具備した電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙に用いる電磁的記録式投票機を指定することとしたしております。

第三に、電磁的記録式投票機を用いた投票の開票についてであります。開票管理者は、開票所において開票立会人とともに投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計することにより、各公職の候補者の得票数を計算することとしたしております。

以上のほか、電磁的記録媒体の複写についての規定、国の援助についての規定、必要な罰則等を設けることとしたしております。

以上が地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(倉田寛之君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長中馬弘毅君から説明を聴取いたします。衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長中馬弘毅君。

○衆議院議員(中馬弘毅君) 衆議院の政治倫理・公職選挙特別委員長の中馬弘毅でございます。

衆議院での審議、そして議決に際しまして修正をつけましたので、これについての説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました地方公共団体の議員

及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案に対する衆議院における修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、原案においては、市町村の議員または長の選挙については、その全域を対象に電磁的記録式投票機を用いて投票を行うことができるものとなっておりますが、電磁的記録式投票機の導入を促すため、指定都市については一部の行政区を除いて実施できるようにしたところであります。

第二に、原案においては、電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、都道府県、市町村がそれぞれ条例で定めるものとしておりましたが、選挙の公平性の観点から、表示すべき事項は公職の候補者の氏名及び党派別としたところであります。

以上が衆議院における修正の概要であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(倉田寛之君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案

地方公共団体の議員及び長の選挙に

係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(次号において「電磁的記録」という。)に係る記録媒体をいう。

二 電磁的記録式投票機 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている公職の候補者のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができる機械をいう。

(電磁的記録式投票機による投票)

第三条 市町村の議会の議員又は長の選挙の投票(公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。以下この項において同じ。)

第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録

媒体に記録する方法によることができる。

2 指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票(公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。以下この項において同じ。)

12 3 都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票(公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。以下この項において同じ。)

公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条第二項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三項及び第七条」とする。

第四条 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

第二十二部

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第二号 平成十三年十一月二十六日

【参議院】

録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。

二 投票の秘密が侵されないものであること。

三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。

四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。

五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを記録した電磁的記録媒体(以下「投票の電磁的記録媒体」という。)の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。

六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。

七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。

八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

2 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。

(電磁的記録式投票機において表示すべき事項等)

選挙については市町村が、それぞれ、条例で定める。

(電磁的記録式投票機の指定)

第六条 市町村の選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)は、第三条の規定による投票を行う選挙について、第四条第一項各号に掲げる条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しなければならない。この場合において、第三条第三項の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に協議し、その同意を得なければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により電磁的記録式投票機を指定したときは、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示しなければならない。

(電磁的記録式投票機による代理投票等)

第七条 第三条の規定による投票において、身体

の故障又は文盲により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票(電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録すること)を行う。以下同じ。を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。

2 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 第三条の規定による投票において、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難

な選挙人(第一項に規定する選挙人を除く)は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせることができる。

4 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者一人をその承諾を得て定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置(電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く)を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

(投票の特例)

第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第五十三条、第五十五条及び第五十六条の規定を適用する場合においては、同法第五十三条第一項中「閉鎖し」とあるのは「閉鎖し、かつ、電磁的記録式投票機(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。)を投票できない状態にし」と、同条第二項中「の閉鎖」とあるのは「が閉鎖され、かつ、電磁的記録式投票機が投票できない状態にされた」と、同法第五十五条中「投票箱」とあるのは「投票箱、投票の電磁的記録媒体(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第四条第一項第五号に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)、投票を複写した電磁的記録媒体(同法第十条第二項に規定する投票を複写した電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)」と、同法第五十六条中「投票箱を送致する」とあるのは「投票箱、投票の電磁的記録媒体又は投票を複写した電磁的記録媒体を送致する」と、「その投票箱」とあるのは「その投票箱、投票の電磁

的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体」とする。

(開票の特例)

第九条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第六十五条及び第七十一条の規定を適用する場合においては、同法第六十五条中「投票箱」とあるのは「投票箱及び投票の電磁的記録媒体若しくは投票を複写した電磁的記録媒体」と、同法第七十一条中「投票は、有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は」と、「保存しなければならない」とあるのは「保存しなければならない。この場合において、投票にあつては、有効無効を区別して保存しなければならない」とする。

2 第三条及び第七十七条の規定による投票については、公職選挙法第六十六条から第六十八条の二までの規定は、適用しない。

3 公職選挙法第六十八条第一項第二号又は第五号に規定する者に対する第三条及び第七十七条の規定による投票は、無効とする。

4 開票管理者は、第三条及び第七十七条の規定による投票については、開票立会人とともに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計することにより、各公職の候補者の得票数を計算しなければならない。この場合において、開票管理者は、開票立会人の意見を聴いて、投票の効力を決定しなければならない。

5 開票管理者は、第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第六十六条第三項の規定にかかわらず、前項の計算の結果及び同条第二項の規定により行つた投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票数を計算し、直ちにそれらの結果を選挙長に報告しなければならない。

(投票を複写した電磁的記録媒体)

第十条 投票管理者は、第三条及び第七十七条の規定による投票については、当該選挙に関する事務

を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複写しなければならない。

(立候補の特例)

第十二条 第三条の規定による投票を行う選挙(公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙を除く)について、同法第八十六条の四の規定を適用する場合においては、同条第五項及び第六項中「三日」とあるのは「四日」と、「二日」とあるのは「三日」と、同条第八項中「三日」とあるのは「四日」とする。(公職の候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

(選挙会の特例)

第十一条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第七十九条第一項、第八十条並びに第八十三条第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、同法第七十九条第一項中「第七章」とあるのは「第七章及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同法第八十条第一項及び第三項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同条第二項中「結果」とあるのは「結果及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第四項の規定による計算の結果」と、同法第八十三条第二項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同法第九十二条第二項又は第二十六一条第三項の規定による投票は、同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項の規定にかかわらず、第三条の規定による投票を行う選挙と同時にこれを行うことができる。

(投票記載所の氏名等の揭示の特例)

第十五条 第三条第一項の規定による投票を行

投票にあつては、有効無効を区別して保存しなければならない」とする。

(立候補の特例)

第十二条 第三条の規定による投票を行う選挙(公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙を除く)について、同法第八十六条の四の規定を適用する場合においては、同条第五項及び第六項中「三日」とあるのは「四日」と、「二日」とあるのは「三日」と、同条第八項中「三日」とあるのは「四日」とする。(公職の候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

(選挙会の特例)

第十三条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職の候補者が死亡した場合、公職選挙法第八十六条の四第九項の規定により届出を却下した場合又は同法第九十一条第二項若しくは第二百六十二条第四項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合における電磁的記録式投票機の取扱いその他の必要な措置については、政令で定める。

(同時選挙の特例)

第十四条 第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第二章の規定は、適用しない。ただし、市町村の議会の議員の選挙と市町村長の選挙をともに同条第一項の規定による投票により行う場合においては、この限りでない。○指定都市の議会の議員の選挙に係る同項の条例で定める区と当該指定都市の長の選挙に係る同項の条例で定める区が異なる場合を除く。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第三項、第八十条第三項、第八十一条第二項又は第二百六十一条第三項の規定による投票は、同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項の規定にかかわらず、第三条の規定による投票を行う選挙と同時にこれを行うことができる。

(投票記載所の氏名等の揭示の特例)第十五条 第三条第一項の規定による投票を行

う選挙について、公職選挙法第七十五条第八項の規定を適用する場合においては、同項中「第一項又は」とあるのは「第一項の揭示に關し必要な事項は市町村の選挙管理委員会が、」と、「事項は、」とあるのは「事項は」とする。

(罰則)

第十六条 第三条及び第七条の規定による投票については、電磁的記録式投票機、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は投票箱と、第七条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者及び同条第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者は公職選挙法第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして、同法第十六章の規定を適用する。

2 第七条第二項の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行うべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わなかったときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者が同項の投票の補助の義務に違反したとき。

二 第七条第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者が同項の電磁的記録式投票機の操作の補助の義務に違反したとき。

(選挙権及び被選挙権の停止)

第十七条 前条第二項又は第三項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた

者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3

裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

4

前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、公職選挙法第十一条第三項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第三十条の四、第三十条の十第一項、第八十六条の八第一項及び第三百七十七条の三の規定の適用については、これらの規定に規定する選挙権及び被選挙権を有しない者とみなす。

5

第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る地方自治法第二百七十七条第一項、第四百三十三条第一項及び第四百八十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条第一項から第三項まで」とする。

(電磁的記録式投票機の使用に要する費用の負担)

第十八条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する電磁的記録式投票機の使用に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

る。

(雑則)

第十九条 第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第二百六十四条の二から第二百六十六条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「この法律」とあるのは、「この法律及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」とする。

(国の援助)

第二十條 国は、第三条の規定による投票を行う選挙の円滑な実施に資するため、地方公共団体に對する助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(命令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

第二十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に關し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第二号法定受託事務とする。

附則

別表第二に次のように加える。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第 号)	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に關し、市町村が処理することとされている事務
--	--

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第二条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用する。

(市町村の合併の特例に関する法律に係る特例)

第三条 平成十七年三月三十一日までの間における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は第二百六十一条第三項」とあるのは「若しくは第二百六十一条第三項又は市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第四条第十四項若しくは第四条の二第二十一項」と、「同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項」とあるのは「地方自治法第八十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又は市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第三十三項」とする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月二十九日印刷

平成十三年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局